

林地開発許可審査調書

申請者住所	東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号TUG-Iビル9F									
氏名	SSJメガソーラー70合同会社 代表社員 一般社団法人SKYホールディングス2 職務執行者 陳鋭									
開発場所	宮城県伊具郡丸森町字石羽51番1 外1筆									
関係林小班	211林班イ1～3-1, ロ1～3-1, ハ1～3-1, ニ1～6, ホ1～3, 212林班ロ7, 9, 213林班イ1, 1-3, 5, ロ1, ハ1, 2-1, ニ1, 2, 4, 5, ホ1, 4, 5, ヘ1, 3, 4, 5									
開発目的	太陽光発電施設用地の造成			開発事業名				-		
森林率等	48.22% 残置森林率(19.79%)			法令等で定められている森林率等				25% (-%)		
面積	事業区域面積		65.7110 ha				森林経営計画 有(無)			
	開発をしようとする森林面積		65.6601 ha				公益的機能別施業森林名			
	開発行為に係る森林面積		35.8646 ha				該当なし			
用途面積	用地の現況	地域森林計画対象民有林	地域森林計画対象外民有林						計	比率(%)
		転用後の用途	法定外道路	河川						
	施設用地	23.4247						23.4247	35.65	
	法面(1:1.5)	4.0664						4.0664	6.19	
	法面(1:1.8)	3.5057								
	進入路・連絡路	1.1945						1.1945	1.82	
	調整池用地	1.8048						1.8048	2.75	
	造成森林	1.8685						1.8685	2.84	
	一時利用現状復旧		0.0309	0.0200				0.0509	0.08	
	小計	35.8646	0.0309	0.0200	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	35.9155	54.66
	残置森林(15年生以下)	16.7985							16.7985	25.56
	残置森林(16年生以上)	12.9970							12.9970	19.78
	小計	29.7955	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	29.7955	45.34
	計	65.6601	0.0309	0.0200	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	65.7110	100.00
現況	樹種及び混合歩合	アカマツ(21%), スギ(4%), その他広葉樹(75%)								
	林齢・生育状況	アカマツ1～60年生, スギ41～60年生, その他広葉樹1～70年生 普通								
	傾斜	24度		地質 中生代			土壌 乾生褐色森林土			
開発行為に対する関係者の意見	受益者	なし。								
	市町村	意見有り(令和2年11月5日付け丸農第526号)								
他法令の関係	他法令の許可状況	<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池設置指導要綱に係る協議 (県河川課 令和2年11月16日協議回答) ・県大規模開発指導要綱に係る協議 (県自然保護課 協議中) ・土地開発行為事前協議申出(丸森町 協議中) ・道路法に係る工事施行承認等 (丸森町 協議中) ・土壌汚染対策法に係る届出(県仙南保健所 協議中) 								
	事業についての認可状況	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定(経済産業省 令和元年7月30日認定) ・系統連系接続契約の名義変更(東北電力㈱ 令和元年5月24日締結) 								
一般的事項の審査	計画の具体性	設計図書-有 資金計画-有 信用状況-有 施工業者-未定								
	森林を使用できる権利(面積割合)	所有権 地上権 <u>使用承諾</u> 賃貸契約 その他()								
	排除を要する権利及び手続きの状況	地上権 地役権 抵当権 <u>根拠当権</u> その他() 該当なし								
	その他	最小限度面積か	必要最小限度の面積と認められる							
		全体計画との関連	当該開発計画が全体計画である							
		開発協議書の締結・同意書	問題なし							
		周辺森林施業に及ぼす影響	問題なし							
残置又は造成森林の管理	開発中・開発後ともに申請者が管理を行う。									

1 災害防止工事の審査	土工事	◎ 不適	切盛土量については、残土の発生はない計画であり、また、盛土を実施する場合には、必要に応じ段切工を施工し、盛土と現地盤の密着を図り、沢部には暗渠工を実施する計画であるため、土工事については、適当であると認められる。
	法面工事	◎ 不適	切土法面勾配は1:1.5、盛土法面勾配は1:1.8で法面を造成する計画であり、切盛土ともに5m毎に小段及び排水路を設置し、法面緑化を実施する計画であることから、法面工事については、適当であると認められる。
	防災工事	◎ 不適	場内の雨水は、可能な限り排水路により防災調整池に導入される計画であり、調整池の規模は適切である。また、工事中の防災対策も検討されていることから、防災工事は適当であると認められる。
	流末処理	◎ 不適	場外に排出される雨水の流末処理は適切であり、放流先である関係者との協議を行っていることから、流末処理は適当であると認められる。
2 水の確保上の審査	水の依存状況	◎ 無	開発近接に水取場があるが、管理者である丸森町から同意を得ている。
	必要水量を確保するための措置	◎ 不適	下流に流下する水の流域を変更及び遮断する計画ではないことから、特に対策は講じていない。
	水質悪化の防止のための措置	◎ 不適	完成後は、防災調整池を経由して、事業区域外へ放流する計画となっており、また、工事中の対策も検討されているため、水質悪化防止対策は適当と認められる。
3 環境保全上の審査	森林率と配置	◎ 不適	森林率25%以上かつ周囲に残置森林等を配置する計画であり、適当と認められる。
	騒音・粉じん・植生保全に対する措置	◎ 不適	粉塵及び工事車両の安全対策が検討されている計画となっており、適当であると認められる。
	景観維持上慮の配慮	◎ 不適	森林及び緑地の配置は、適切な計画となっており、適当であると認められる。
4 工事の工程	◎ 不適	防災工事を先行する計画であり、適当であると認められる。	
総合判定	許可 条件付許可 不許可	◎ 不適	以上の審査結果、森林法第10条の2第2項の各号に掲げるいずれにも該当しないものと認められるため、許可が適当と認められる。
審査者職氏名 処理期間 現地調査年月日 調査者職氏名 聴取及び現地立ち会い人	環境生活部 自然保護課 みどり保全班 奥平 直人 印 令和元年12月23日 ~ 令和 年 月 日 令和2年5月14日 自然保護課 みどり保全班 技術補佐 勝呂元, 技師 奥平直人, 主事 阿久津魁脩 自然保護班 技術主査 市村 康裕 大河原地方振興事務所 林業振興部 森林管理班 技術主査 木村 茂也 		
審査調書類	林地開発許可申請書等チェックリスト		